

論 説

中国の「国進民退」と「国家資本主義」

——坂田幹男著（2015）『グローバリズムと国家資本主義』御茶ノ水書房を契機に——

高 屋 和 子

はじめに

1. 中国型市場経済モデル—坂田（2015）の整理
 - 1）「国家・資本主義」と「国家資本・主義」
 - 2）「国家資本主義」と「中国型市場経済モデル」—「社会主義市場経済」をどう捉えるのか
2. 中国研究における「国進民退」議論と「国家資本主義」
 - 1）「国進民退」の評価と中国の「国家資本主義」
 - 2）中国の「国進民退」, 「国家資本主義」の議論と国家のあり方

おわりに

はじめに

イアン・ブレマー『自由市場の終焉：国家資本主義とどう闘うか』（原著 2010, 邦訳 2011）の発行をきっかけに国家資本主義に関する議論が盛んに行われ、マスコミでも注目を集めた。ブレマーは、世界中の権威主義体制が市場主導型の資本主義を受け入れて国際競争力を高めようと考えようになり、一方で自由市場の原則を徹底させた場合に政府による抑制が利かなくなるのを恐れて考え出したのが国家資本主義であるとし、政府が、①様々な種類の公営企業を使って、国にとって極めて貴重だと判断した資源の利用を管理したり、高水準の雇用を維持・創造したりする、②民間の旗艦企業などを活用して特定の経済セクターを支配する、③政府系ファンドを用いて余剰資金を投資に回して国家財政を最大限に潤そうとする、としている。そして、政府は経済を最大限に成長させることよりも、国力ひいては体制の権力を保ち、指導層が生き残る可能性を最大化することを目指して富を分配するとしている（邦訳 p.11～）。こういった国家資本主義の国々に自由市場資本主義の国々はどう対応すべきか、闘うべきかという視点で本書は書かれている。この彼の議論がマスコミで注目され、取り上げられる際、坂田（2015）は「ブレマーがいう『国家資本主義』とは、国家に護られた巨大な国営企業が国内市場を独占して巨大な利益を上げている状態を指しており、極めて単純な定義であるが、日本のマスコミにおいて使用される場合には、このブレマーの指摘に加えて、『開発独裁国家』の下での国家の市場介入という視点が追加される場合が多い」としている。まさにこの中で、中国は国家資本主義の代表格としてしばしば取り上げられているのである。経済成長を背景に国際的に台頭する中国に対する警戒感もその

背景にあると言えよう。

ブレマーの指摘—市場を自分たちの目的に沿って利用しようとする、市場を国益や支配者層の利益を増進させる手段としてみなしている、等—は、国家資本主義と呼ばれる国々の政府の一面を端的に示していると言えるが、坂田(2015)が指摘するように、「ブレマーやマスコミによる国家資本主義論が、多分に中国やロシアなど移行経済過程にある特殊な資本主義システムに対する『レッテル貼り』」であり、「巨大な国有企業の存在を国家資本主義とみなしたり、権威主義体制下の市場経済を国家資本主義とみなすような短絡的な議論」であると言えよう。一体国家資本主義とは何なのか、新興国の発展をどう見るのか、坂田(2015)の議論をきかっけに、いわゆるブレマーやマスコミに国家資本主義の代表格として挙げられる中国について、いくつかの議論を紹介しながらブレインストーミング的な検討を試みたい。

1. 中国型市場経済モデル—坂田(2015)の整理

国家資本主義とは決して新しい用語、概念ではなく、その議論は19世紀末にまでさかのぼる。その後旧ソ連でのNEP政策期、1929年世界恐慌以降の国家の経済への介入、戦後の新興独立国による国有セクター拡大を通じた工業化、1970年代以降のアジアNIEsの工業化など、時代や世界情勢の変化の中で様々な形で議論されてきた。坂田(2015)は「『国家資本主義』は資本主義であることには変わらないが、それは特殊な資本主義であることには疑いない」とし、しかしながら、「今日、ブレマーやマスコミによって使われている『国家資本主義』という概念には、明らかな理論的混乱がある」とする。そこで、ここでは坂田(2015)の議論において、「国家資本主義」がどのように定義され、中国型の市場経済モデルがどのように捉えられているのかを整理する。

1) 「国家・資本主義」と「国家資本・主義」

坂田は「開発独裁」の下での「キャッチ・アップ型工業化」の特徴を、新しい形の「国家資本主義的發展の途」であると規定した(坂田, 1986)。また、中国の「社会主義市場経済」についても基本的には「国家資本主義的發展の途」であるとしている(坂田, 2004)。ただ、坂田は「国家資本主義」を「国家・資本主義」と「国家資本・主義」とに分類し、アジアNIEsや現在の中国の「国家資本主義」を「国家・資本主義」と定義しており、従来の議論と一線を画している。では「国家・資本主義」とは何なのか。

坂田(2015)は、「国家資本主義」には「国家資本・主義」としての特徴を持つものと、「国家・資本主義」としての特徴を持つものと、二つのタイプが検証されるとしている。そして、「開発独裁」体制の下で出現する「国家資本主義」は必然的に「国家・資本主義」にならざるを得ないとする。「新興工業国」の工業化においては、程度の差はあれ「国家の経済的役割」は不可欠であり、政府の市場への介入も多くの国で常態化しているからである。しかしながら、それは単に「官主導型発展」とか「政府主導型発展」と呼ばれている、開発過程への政府の政策的介入現象とは質的に異なったものであり、政府の政策介入の総和ではない。またブレマーのいうと

ころの巨大な「国有企業」の市場支配という「国有セクター」の比重の増大を意味するものでもない (p.13)。「新興工業国」に出現した「国家資本主義」とは、「独裁政権」による国家機構の総動員体制の下で追及される資本主義的工業化を意味するものであり、国家による資本主義の領導體制であるとし、これを「国家・資本主義」システムと呼んだ (p.14)。そしてその特徴として以下の5点を挙げている (p.14~)。

- ① 民主主義を著しく制限した国家（独裁国家）の経済過程への介入
- ② 国家による開発戦略・開発計画の策定とそれへの民間投資の誘導
- ③ 国家による貨幣資本の集中的コントロール
- ④ 国家の手による企業の統廃合や産業再編成
- ⑤ 立法化による土地改革の遂行

である。こうした特徴を持つ「国家・資本主義」を資本主義の「種差性」として捉えている。「国家資本主義（国家・資本主義）」は資本主義システムの特異歴史的な存在形態であり、国家の市場介入の範囲や程度といった量的な指標ではかられるものではなく、「国家の性格」に帰着するものである。そしてその国家の役割の違い、性格の違いは、戦後の新興工業国が置かれた厳しい国際経済環境に起因する。戦後の世界経済における経済格差の拡大、「IMF・GATT体制」下での経済自由化の進展と世界市場の競争激化、こういった情勢の中で戦後後発国は工業化を迫られたのである¹⁾。坂田 (2015) は、あくまでも資本主義形成の性格そのものに影響を及ぼす国家の特殊な役割に焦点を当てており、²⁾ 国家の経済過程への政策的介入の強弱や「国有セクター」の比重の大小によって分類をしていない。この点は後で述べる中国の「国進民退」議論においても大いに留意すべき点であろう。

一方「国家資本・主義」については、「第三世界」における「民族・民主国家」の下で「国有セクター」の拡大を通じた「非資本主義的發展の途」を歩む「過渡的」な経済システム、或いはそれが挫折ないし形骸化した「官僚資本主義的・従属的發展の途」を歩むものと規定している (p.9)。このような体制は市民社会学派から「市民社会なき社会主義」と同様に批判されたが、「国家・資本主義」もまた、「市民社会なき資本主義」と本質的に同じものと理解されうるとして (p.23)。「国家・資本主義」は発達した生産力を獲得するためのきわめて有効な手段であるが、一方で、そのために民族のすべてのエネルギーを国家権力の一点に集中し、民主主義が犠牲にされるという特徴を持つ。これがまさに資本主義の「種差性」としての「国家・資本主義」としての出自であり、この「種差性」は資本主義の発展とともに解消に向かい、「類似性」が強くなる、と一般的には考えられており、それには「民主主義の発展」、「市民社会」の成熟が密接に結びついている。しかし、「権威主義体制」や「開発独裁」下に強いられた多くの犠牲や歪み、「後遺症」の解消は簡単なものではない。今日の韓国や中国における「反日」的言動、ナショナリズムの昂揚が「国家資本主義（国家・資本主義）システム＝権威主義的開発体制」にあるとすれば、韓国においても「権威主義体制の『溶解』モデル」を提供したとは言いきれないとする指摘 (p.26) は重要であろう。中国がもし「国家・資本主義」的發展過程を歩んでいるのなら、今後それがどのように展開されるのか、そしてその「種差性」を克服し、「国家資本主義の溶解過程」へと進めるのか、が重要な議論となる。

なお、坂田 (2015) は「キャッチ・アップ型工業化」と「国家主導型発展」についても述べて

いる。歴史的に「後発国」が「先発国」の達成した工業化の成果を短期間で達成しようとするとき、それは自ずと「キャッチ・アップ型」にならざるを得ず、19世紀、ナショナリズムが昂揚する時代、後発国の資本主義的工業化は、ナショナリズムと密接に結びついた「キャッチ・アップ型」にならざるを得なかった(p.73~)。国内市場に依拠した「輸入代替工業化」にもとづく「重工業優先発展」開発戦略はことごとく挫折し、いち早く「輸出指向工業化」へと開発戦略を転換した国々が工業化の実績を積み上げていった。よって「キャッチ・アップ型工業化」モデルは、世界市場を目指した「外向きの工業化」ということになり、「キャッチ・アップ型工業化」と「輸出指向工業化」とは不可分の関係にある。そして「キャッチ・アップ」を目指す主体である国家は、そのプロセスである産業構造の高度化を率先して主導する。そして、この場合の国家とは「強い意志と権力」を持った国家でなければならず、「ナショナリズムの体現者」でなければならない(p.76)。特に東アジアに出現した一群の成長国家(新興工業国)は、非民主的「独裁国家」の下における工業化に成功した国々であり、これらの国の工業化には「国家」が重要な役割を果たしており、それは「市場の失敗」を補完するような対処療法的役割をはるかに超え、「上からの資本主義化」を領導するというような、資本蓄積の性格そのものにかかわる次元での国家の経済過程への介入であった(p.86~)。

この「東アジアモデル」は「開発独裁」の評価とともに、先に述べた「ダブル・スタンダード」の問題も抱えている。冷戦構造が終わり、グローバリズムが進展し、一方で地域連携や、経済統合への動きが高まり、様々なルール作りがされている中で、このダブル・スタンダードに依拠した発展はこれまでのように許容されえず、その点からも特殊歴史的なモデルとならざるを得ない点を強調している。中国の発展モデルをどう捉えるのかはこの後検討をしていきたいが、中国の発展を「共産党一党支配=開発独裁」下での「輸出指向工業化」と定義するならば、同様に「開発独裁」による経済・社会の歪みと、「ダブル・スタンダード」による世界経済との対摩擦とに直面していると見ることができ、この発展モデルの持続性には疑問を抱かざるを得ず、今後中国がこれを歴史的過程の中の特殊なモデルとし、克服できるかが大きな課題となるだろう。

2) 「国家資本主義」と「中国型市場経済モデル」—「社会主義市場経済」をどう捉えるのか

近年のマスコミの捉え方では、中国の「社会主義市場経済」は「国家資本主義」であり、市場経済を前提としながらも基幹産業を中心に依然として国有企業が圧倒的な位置を占め、国家の強い経済過程への介入によって資本主義的工業化が目指されていると理解されている。つまり中国型「国家資本主義」は、ブレマーが基準とする「巨大な国営企業の存在」と、「開発独裁」下での「キャッチ・アップ型工業化」との二つの側面から理解され、「国家資本・主義」と「国家・資本主義」の合成型として使われている(p.139)。しかし坂田は中国の「社会主義市場経済」を「国家・資本主義」と規定する。つまり、「巨大な国営企業」は副次的なものであり、基本的には民間企業の育成を通じた資本主義的工業化を目指している体制と捉えている。毛沢東時代の「権威主義体制」の下での「絶対平等主義」と「均衡成長戦略」、そして「大躍進」や「文化大革命」などの運動は、中国経済・社会を疲弊させた。またアジア NICs (NIEs) の成長と躍進は、中国を「不均衡成長戦略」にもとづく「輸出指向工業化」を追求する「開発主義」へと傾斜させた

(p. 141～) ののである。

「社会主義市場経済」を市場経済の多様性の中で捉える見解もある。つまり「グローバル・スタンダードに対して市場経済としての個性を主張する」壮大な実験の一つであり、「社会主義市場経済とは、市民社会を経由しての社会主義社会の建設という一つの歴史的实验である」という見解である (p. 151～)。一方坂田は、「国家・資本主義」体制下での「キャッチ・アップ型工業化」の追求を「東アジアモデル」として類型化し、そこでは「市民社会なき資本主義化」が追及されてきたと指摘している。そしてその「市民社会なき資本主義化」こそが「国家・資本主義」システムの最大の課題であったと主張する。つまりマクロ経済面では顕著なパフォーマンスを示す一方で、社会資本の立ち遅れ、環境破壊、拝金主義の横行、官僚主義や縁故主義、農村経済の疲弊、地域格差の温存、安易な模倣など深刻な問題を伴ったとしている。これまでの歴史的教訓からは、「開発独裁」下での「キャッチ・アップ型工業化」は、経済成長の結果として中産層を産みだし、それによって「開発独裁」は溶解する。同じことが中国の「社会主義市場経済」にも当てはまるのであれば、中国の現下の体制は「市民社会」の形成に向かう遠大なプロセスの一環であると言えなくない (p. 153)。いずれにしても、中国の現下の体制は「開発独裁」であり、「社会主義市場経済」はこの体制に対応した経済構造を中国流に表現したもの (同) である。

中国の抱える様々な問題は、「国家資本主義の形骸化」(p. 157) の結果としての官僚資本主義化や外資への従属的發展の結果とは異なるとも主張する。中国の「社会主義市場経済」とは、政治権力を独占した官僚主導の下での市場経済化・資本主義化の進展であり、経済的停滞、或いは外資への従属的發展とは異質なものである (同) としている。問題は「国家主導」の内容、資本主義の性格そのものに影響を及ぼす国家の特殊な役割が焦点であり、「開発独裁国家」の出現とその下での国家の強引な資本蓄積過程を特徴としており、それは「キャッチ・アップ型工業化」を目指す国家の経済的役割の肥大化であり、そのシステムの出現は不可避であるとする。

先述のように、坂田によれば今日の中国は紛れもなく「国家・資本主義」であり、中国共産党の言う「社会主義市場経済」とは「国家・資本主義」の別名である (p. 163)。そして「国家・資本主義」は「ダブル・スタンダード」と不可分の関係にあり、中国の「国家・資本主義」の展望もこの「ダブル・スタンダード」の行方と密接に関係すると分析している。アメリカによる非市場経済国の認定や、知的所有権問題での各国との衝突は、その摩擦を端的に示しているであろう。また坂田が取り上げるように、中国による「独占禁止法」の運用は外国企業が中国の「ナショナル・スタンダード」に直面する一例であるが、例えば丸紅は准穀物大手ガビロンの買収によりその食糧調達力とサプライヤーとしての競争力強化を図ったが、中国の独禁法審査とその決定に基づき合併後の運営に制約が設けられるなど、今のところ想定した利益が上がらず、2015年3月期にはこの事業で430億円の損失を計上するに至っている (『日本経済新聞』朝刊2015年7月8日)。中国はグローバルな市場に身を置きながら、そしてその市場での競争に邁進しながらも、「ダブル・スタンダード」にもとづいた「輸出指向工業化」を追求し続けているのである。

中国は1980年代の改革开放政策導入による第一局面から、1992年の「社会主義市場経済」による市場経済化を本格化した第二局面を経て、現在第三の局面に直面している。世界経済情勢の変化や、国内産業構造の転換の必要性に直面し、様々な法整備などを通じて「国家・資本主義」の再編に迫られている (p. 165～)。中国ひとりが「国家・資本主義」に固執できる時代ではなく、

いずれは溶解する運命にあるはずである (p.168)。果たして中国の「国家・資本主義」は坂田の言うように溶解するのか、するとすればそのプロセスはどのようなものとなるのか。

2. 中国研究における「国進民退」議論と「国家資本主義」

1. では、坂田(2015)における国家資本主義議論、及び中国の「社会主義市場経済」をどう捉えるのかについて概括した。以下では、その議論を契機に中国で昨今問題とされている「国進民退」の問題、そして中国研究における「国家資本主義」の議論をいくつか紹介しながら、更に中国経済の成長をどう捉えるのかを検討し、今後の展望を考察したい。

中国経済の発展においては、その国家の役割が注目されるが、一方で沿海部を中心に地方政府主導の発展が展開され、地方間で激しい発展競争を繰り広げながら成長をしてきた。また、国有企業改革も特に90年代半ば以降本格的に進められ、一方で民間企業も増加、成長してきており、これまでの中国経済改革は「国退民进」とも呼ばれてきた。しかしながら昨今その逆の「国進民退」が議論されるようになり、中国の世界経済における台頭、エネルギー資源を中心とした対外投資の増大、そしてその対外投資における国有企業の存在と政府援助との関連から、内外でこの「国進民退」が問題視されるようになってきた。

「国進民退」の議論では、そもそも現在中国で「国進民退」が起こっているのか否かの議論からスタートし、起こっているとすればそれがどのような問題を孕んでいるのか、今後の中国経済の成長にどう影響するのかが議論される。量的観察としては鉱工業における国有企業の割合がスタンダードな基準として取り上げられるだろう。一般的にはここで国有企業のシェアが改革開放以降下がっていることが明らかにされる。しかしながら主要部門における資産状況、銀行からの信用アクセス、対外投資の際の政府の後押しなどから、民間が圧迫され国有が有利な状況にあることが議論される。特にリーマン・ショック後の景気対策は、その資金の多くが国有セクターに流れたとして、「国進民退」を顕在化させた。この「国進民退」が放置されれば、民間によるイノベーションが阻害され、官僚や党支配層の腐敗の問題や、公平性の問題などから、経済や社会の持続的発展が脅かされる。こういった議論からは中国モデルの矛盾が発現しており、坂田(2015, p.181)が指摘するように、昨今の「国家資本主義」議論と同様に、坂田の言う「国家資本・主義」と「国家・資本主義」の二つの側面が混在しているようにも見られる。特に国有企業の存在と官僚・党支配層の利益集団化とその腐敗の問題を重視する場合、「国家資本・主義」論により近いかも知れない。坂田(2015, p.184)は、中国型「国家・資本主義」において、「巨大な国有企業」の存在は無視できず、また「官僚・党支配層の利益集団化」とその腐敗は否定できないとし、中国モデルをそれまで展開してきた「開発独裁型」の「国家・資本主義」の範疇で一括りにすることは問題があると述べている。中国は「国家資本主義」なのか、そしてそれは「国家・資本主義」なのか、あるいはより「国家資本・主義」に近いのか。以下では「国進民退」の評価と中国の「国家資本主義」について論じているいくつかの研究を紹介しながら、中国の「社会主義市場経済」についてさらに検討を加えたい。

1) 「国進民退」の評価と中国の「国家資本主義」

まず三浦（2012）は、第一次、第二次経済センサスの結果から、国有企業、特に有限責任と株式有限会社の企業の属性、及びそれらの各産業における市場占有率や実効支配の状況を分析している。その議論の前提として、ブレマーの議論を基礎に「市場原理を導入しながらも権威主義的な政治体制を維持する国々であり、中国はその代表格と言えます。『国家資本主義』の特徴は、市場原理を取り入れはするものの、国家が経済主体として支配的な役割を果たす点にあります」と述べている。その根拠として米中経済安全保障委員会（2011）「中国における国有企業と国家資本主義の分析」の報告書の推計を示している。この報告書によると中国経済に占める国有セクターの割合は5割超と推計されている。これに加え、中国の積極的な資源・援助外交と伝統的な国家観（経済成長がデモクラシーを育む）が揺さぶられていることへの拒絶感が、アメリカなどにおける「国家資本主義」論の台頭の背景にあるとしている。

一方で中国の資源・援助外交の失敗と中国の構造的問題を挙げつつ、中国の「国家資本主義」が最強ではないとしている。特に中国の構造的問題—①ペティ＝クラークの法則が成立しない、②高い経済成長を遂げているにも関わらず、雇用が創出されない、③労働分配率が極端に低い—に加え、所得格差がきわめて大きいため、個人消費が成長のけん引役にならない点を強調し、その構造的問題の根底に「国家資本主義」があるとする。「国進民退」の議論を再評価し、それを通じて「国家資本主義」が抱えるリスクを明らかにしようとしている。

中国は改革開放以降目覚ましい成長を遂げたが、その市場改革の柱が国有企業改革であった。工業統計などからこの改革により「国退民進」が進んだことは明らかであるが、景気過熱と重複投資による過剰生産が顕在化すると、2004年に政府による投資抑制と金融引き締めが実施された。その際、私営企業の方が生産性が高いにもかかわらず、金融引き締めの影響を受けるのは民営企業だけであるとの指摘がなされ、「国進民退」の議論が盛り上がった。2009年にはリーマン・ショックに対応すべく4兆元の景気対策が実施されたが、この際の公共事業の受注や銀行による優遇融資等景気対策の恩恵を受けたのが「国有及び国有持ち株」企業であったため、再度「国進民退」の議論が再燃した。また、民間企業を取り巻く金融環境の厳しさから、優良民間企業が国有企業に買収される事例も見られ、金融市場が所有形態や企業規模によって分断されている点を明らかにしている。

つまり、工業生産に占める国有及び国有持ち株企業の割合、固定資産投資に占める国有及び国有持ち株企業の割合を見ても「国退民進」が進んでいるものの、それがリーマン・ショック後になると様相が変化している。工業における国有及び国有持ち株の位置づけは低下しているものの、一社当たりの規模、生産性、資本から見ると「国進民退」が鮮明であるとし、また就業者1人当たり資産、売上、利潤は1998年以降国有及び国有持ち株企業が伸長していること、基幹産業における市場占有や賃金格差をみても「国進民退」が見て取れるとしている。

以上より三浦（2012）は、中国共産党はそもそも市場経済化＝「国退民進」とは位置づけておらず、政府は市場経済化によって市場に対する支配力を弱めることを全く意図していないと見ている。資源・エネルギー・通信・鉄道・金融など中核産業における独占を維持し、経済全体への支配力を保持し、経済開発と市場経済化を共産党指導の下に進める。政府はそれを忠実に実行してきたのみであると述べている。国務院国有資産監督管理委員会は5か年計画（2011～2015）に

において、世界一流の企業を作るとし、国家資本を経済の骨幹にかかわる分野に集中し、経済全体に対する支配力を強め、更には世界市場に打って出るという戦略を打ち出しており、情報・通信や金融といった分野では国有持ち株企業が増加し、他セクターとの間の賃金格差も広がっている点を指摘している。「党および政府の正当性を堅持するため、それらの企業群を国有としたまま世界市場を勝ち抜こう」としている国は他にはなく、しかしこの野心的な戦略が、経済発展モデルの転換を通じて持続的発展を模索する妨げになっているとし、中進国の罠に陥れる導線となっていると警鐘を鳴らしている。

梶谷(2014a)は、WTO加盟後もその進展が期待された国有企業改革が鈍化し、寧ろ国有企業が民営企業の発展を圧迫しているとの懸念、つまり「国進民退」の懸念が広がっているとし、中国を「国家資本主義」として見る議論が台頭しているとしている。そして中国を「国家資本主義」として見る場合の根拠として、第一に、いくつかの重要な産業において国有企業の特権的な役割が強化されている点を挙げている。もう一つは、国有部門と非国有部門の間の賃金や待遇に関する格差が拡大しつつある点を指摘している。

1990年代後半から国有企業改革が本格化し、国有企業が支配すべき範囲が限定されていった。また2002年には共産党規約の改正と憲法改正が行われ、私的財産権保護強化の動きが見られた。2005年には国有企業独占分野への民営企業参入が認められるようになり、民営企業への支援制度導入方針が打ち出されていく。しかし、2006年にその流れが変わったと指摘している。国有資産監督管理委員会による「国有資本調整及び国有企業再構築に関する指導意見」により、国有経済範囲が拡大され、国有企業が支配すべき16の産業が指定されている³⁾。

一方、国有企業は全工業企業において企業数では10%以下にも拘らず、固定資産額の50%、税収の7割を占めており、特定分野において大型国有企業が中央管轄になり、独占地位を利用して多額の利潤を得る一方、政府にとっては税収のかなりを依存するようになっている点を指摘している。2013年には、第18期中央委員会第3回全体会議(三中全会)において、国有企業への民間資本導入を前提とした混合所有制経済が「基本的経済制度の重要な実現方式」と位置付けられたが、国有企業が支配的な地位を占める「管制高地」ともいえる分野にもそれが貫徹されるかは予断を許さないとしている。

次いで、国有部門と非国有部門の間の賃金や待遇に関する格差が拡大しつつある点については、非熟練労働者の賃金水準が上昇していることから、ジニ係数も若干低下しているものの、地方政府の旺盛な投資により資本の過剰蓄積は深刻化しており、資産格差、政治的地位を利用した灰色収入の拡大により、新たな格差拡大の要因が生じているとしている。これらを国有企業の「特権の強化」と捉えるならば、ここ10年程の状態は「国進民退」と呼ぶに十分な根拠があるとしている。

梶谷は「国進民退」現象が中国で起きていることをサポートする二つの現象——一部の基幹産業における国有企業支配の強化、国有部門と非国有部門との賃金格差の拡大——は同じコインの裏表のような関係にあると述べている。つまり「中国はグローバル経済に統合される過程で、他地域の経済と同様に資本分配率の上昇と格差拡大を経験してきたが、中国でいわば『国進民退』現象が起きていたおかげで、労使間の対立が『管制高地』たる基幹産業に及ぶことなく、社会的な安定を保つことができた」と考えられるからである。

また、WTO加盟以降の中国経済を投資過剰経済と規定し、それをリーマン・ショック前後で分け、リーマン・ショック前を、労働生産性を下回るほど労働分配率を低く抑え、旺盛な設備投資を行う第一段階とし、第二段階をリーマン・ショック後の景気対策の拡大とそれにより活性化した地方政府主体の投資行動とした。投資過剰の第一・第二段階を通じて一貫して投資が国有部門に集中した結果、国有部門の賃金は非国有部門より大きく上昇し、その賃金格差が生産性の違いなどに裏付けられない差別的なものであることは深刻な資源配分上の非効率が生じている可能性を示唆しているとしている。この背景に労働市場の歪みと資本市場の歪みが存在するとし、資本分配率の向上を、国有／非国有という二つの部門においてそれぞれ生じている現象に分けて整理することができるとし、国有部門では旺盛な投資により資本係数が上昇したが、資本収益率は低いままであり、一方非国有部門では旺盛なイノベーションとそれに反した賃金の過少支払いにより高い資本収益率を実現してきた。つまり、①非国有部門における労働分配率の低下と、②国有部門と非国有部門間における要素市場の分断性と格差の拡大により、資本収益率の拡大と格差拡大が並行して生じている点に、中国の「国家資本主義」的特徴を見出している。

ブレマーの「国家資本主義」との比較と共通点については、国有部門の労働者まで含めた広範な層が利益の享受者となった点に中国の特徴があり、このような社会的「不公正」が国家資本主導で行われたところに、国家の説明責任の欠如という「国家資本主義」の根本性質が現れているとしている。不公正の存続は中国共産党の統治の持続性からは合理的であり、すなわち現在の「国家資本主義」体制は「管制高地」部門における独占的な地位を維持することで、社会不安の発生を防いでいるとしている。つまり今後大胆な国有企業改革を実施することには大きな政治的リスクが伴うとし、リーマン・ショック後のアメリカの量的緩和政策が、新興国からの資本逃避が生じにくい状況をつくりだし、中国において再分配政策が可能になったと見ている。リーマン・ショック後労働分配率が上昇し、一方資本収益率が低下する状態下で、資産価格が上昇し高投資が持続したことが、中国の「国家資本主義」の存続を助けた、つまり「中国における国有／非国有という部門間の二重構造に支えられた『国家資本主義』の持続可能性は、グローバル資本主義との関係によって大きく規定される」のである。さらに、法による支配及び国家の説明責任が不十分であることが、中国経済が「国家資本主義」的な性質を持つ一つの大きな根拠であるとし、中国国内における資本蓄積と格差拡大という「国家資本主義」下での現象が、2001年WTO加盟をはじめとするグローバル経済への統合過程と同時並行していたことに留意が必要であるとされている。

中国で「国進民退」が進んでいるとする議論に反対するのが丸川である。丸川（2015）は、中国を国家の関与が強い資本主義という意味で「国家資本主義」と呼ぶことは中国経済の一つの側面を表しているに過ぎないとし、そのみでは「民間企業のダイナミックな発展という中国経済のもう一つの重要な側面を見落」とすと主張し、「国家資本主義と見做されるような状況がそれほど長続きすとも思えない」としている。しかしリーマン・ショック後の国有企業のプレゼンス増大には同意している。2008年頃まで国有企業は整理される方向にあったが、2009年以降企業数や資産額の対GDP比率が増加しているとし、特に第3次産業で「国進」が起きている点を明らかにしている。しかしその中でも民間企業と家庭経営のGDPの寄与が、2012年で半分近くあった点を指摘し、過度に「国進」を強調することには批判的である。しかし、主要な産業で国有

大企業が支配的な地位を占めていることは事実であり、このような「国家資本主義」的状况は、政府と党の方針によって形成されたものであると主張している。つまり1999年に出された「国有企業の改革と発展の若干の問題に関わる中共中央決定」により国有経済の範囲が規定され、一方国有企業改革の進展と、「社会主義市場経済化」の進展による急速な経済発展により、この99年決定で「描かれたビジョンを乗り越えて、早晚経済は民間主導の方向に進んでいくだろうとの予測も成り立ちえた」。しかし2000年に入りその改革の進展は鈍化し、2013年までその状況が続き、重要産業で国有大企業が支配的地位を占める状態となった。

しかし、丸川の見方はここから他の論者と異なってくる。2013年18期三中全会で出された「全面的改革深化に関するいくつかの重要問題に関する中央の決定」において、「国有資本の投資と運営は国家の戦略的目標に沿い、より多くを国家の安全と国民の経済の命脈にかかわる重要産業と重要領域に投じ、重点的に公共サービスを提供し、先見性のある重要な戦略的産業を発展させ、生態環境を保護し、科学技術の進歩を支援し、国家の安全を保障する」と書かれている点に注目する。1999年決定より国有企業が担うべき領域が縮小（支柱産業とハイテク産業が脱落）し、代わりに「戦略的産業、生態環境保護、科学技術」が加わったが、国有経済の支配やコントロールといった表現が見られず、代わって国有資本をこれらの分野に投資するとしか書かれておらず、重要産業分野は国有企業の独占物ではなく、民間参入及び民間が優位に立つことを否定していないと読めるとしている。

加えて、「混合所有制経済」を積極的に発展させるとしている点に注目し、「国有資本、集団資本、非公有資本が交叉的に所有しあい、相互に融合した混合所有制経済は、基本経済制度の重要な実現形式である」と書かれている点、そしてここでいう「基本経済制度」とは「公有制を主体とし、多種類の所有制の経済がともに発展する」状況を指すとし、国家と民間が共同で出資した混合所有制の株式会社が経済の主役の地位についても良いというメッセージが込められていると読み解いていく。この解釈によれば、現在主要産業を支配している国有大企業の株式の大部分を民間人に売却することも可能となり、出発点は「国家資本主義」と称されるような体制かも知れないが、新たな決定はその体制を乗り越えて「混合所有制経済」となることを目指しており、それもまた通過点になるかも知れないと述べている。

丸川は一貫して中国の民間セクターの発展に注目しており、「国家資本主義」の議論の中でも、「国家資本主義という言葉は1999年から2013年までの中国の党・政府が目指していた体制を表現していると考えられるが、筆者は党・政府のビジョンによって中国の体制を規定するのでは不十分であり、そのビジョンの外における民間セクターの発展も同じぐらい注目に値するものだと」考えていると述べている。そして、2013年11月の決定をもって、「中国の党・政府は国家資本主義と呼ぶ体制を目指すことをやめ、民間資本の役割がもっと強い別の体制を作るために動き始めている」と主張し、国有企業改革の進展とともに中国の「国家資本主義」論も陳腐化すると述べている。

なお、中川（2015）は、カラーテレビ産業を分析し、その結果として、カラーテレビ産業では「形式的に見れば国有企業の市場占有率は高いが、主たる企業は地方国有企業であり、また、この状態が多く地方国有企業が民営企業も交えて市場競争を行ってきた結果に過ぎないことから、単純に国有企業の市場占有率だけを見て、「国進民退」という結論を導くべきではなく、所有別

に見たベクトル（国有⇔民営）と市場競争体制から見たベクトル（非競争的⇔競争的）の二次元のベクトルで評価すべき」であるとし、外資系企業が国有、民間ともにその競争優位に決定的な意義を持つ点を指摘し、「国進民退」問題における外資の役割を、日立製作所を例に分析している。「日立製作所をはじめとする日系テレビメーカーは、地方国有企業の伸長に貢献するとともに、自らは全世界的な事業再編の戦略もあって、中国におけるテレビ受像機製造事業を縮小することで、結果的には中国企業（大半は国有だが、一部民営）に事業空間を明け渡していったのである」とし、外資系企業が中国の「国進民退」において重要な要素の一つであることを明らかにしている。中国の急速な発展が従属的なものであるのか否か、外資系企業との関わりの視点も重要である点を指摘しておく。中国と外資系企業との関係は、後でも述べる通り、あくまでも中国政府が主導権を握っており、特に近年は外資をうまく利用しながらも、自国企業の成長とのバランスを重視し、「ナショナル・スタンダード」の側面を強く見せ始めている。

2) 中国の「国進民退」, 「国家資本主義」の議論と国家のあり方

以上では、量的検証や中国政府の政策決定などから中国の「国進民退」現象を評価し、「国家資本主義」を論じる議論を見てきた。評価に違いがあるものの、中国の国有セクターに関わるデータから各議論においてその評価を試みている。次に述べる加藤・渡邊・大橋（2013）もその議論の出発点は同様であるが、その議論は国家の法律的枠組みや制度といった国家のあり方にまで至る。

まず議論の前提として、WTO加盟により中国は狭義の市場移行を完成し、改革開放時代は終わったとし、「広義の市場移行の過程に入り、今後は長い時間をかけて徐々に先進資本主義国に近づいていく」と考えていたが、21世紀に入ってから中国は市場化の動きを鈍化させ、国有経済が増強し民有経済が縮小する「国進民退」と呼ばれる現象が議論されるようになったと述べている。政府が強権を持ち国有経済が大きなウエイトを占める経済システム＝「国家資本主義」の下、高度成長を続けてきた中国の成長＝「中国モデル」が、リーマン・ショック以降注目されるようになったが、高度成長の歪みも随所にみられるようになり、現行のシステムが持続可能かどうかを検討する時期に来たとしている。その上で、国際市場への参入を積極化する中国が国際ルールを順守するのか破壊するのか、再編するのか、という問題意識の下議論が展開されていく。

「国家資本主義」という概念は明確な定義がない。強力な権限を持つ国家が経済介入を行うこと＝「国家資本主義」と定義することもできない。そのため「国家資本主義」の再定義を試み、すなわちそれは「資本主義の一形態であり、国家（政府・党・国有企業）が強力な権限を持ち、市場を巧みに利用しながらその影響力を拡大する新興経済国の経済システム（p.16）」であると定義する。中国の経済システムの特徴としては以下の点を挙げている。

- ① 様々なレベルでルールなき（あるいはルールが曖昧な）熾烈な競争が展開
- ② 国有経済のウエイトが高い混合経済が存在する
- ③ 中国独自の中央—地方関係の下での地方政府間の成長競争（昇進競争モデル）
- ④ 官僚・党支配層がある種の利益集団を形成している（官僚資本主義、権貴資本主義）

その上で、政府、党、国有企業の存在は「強固なピラミッド型の一枚岩組織」ではないと主張する。「国進民退」現象については、「政府が意図したものではなく、結果として出現した」もので

あるとし、マクロレベル、政策レベル、ミクロレベルでの検証を経て、「2010年代の中国において国有経済と民有経済が混在する状況は、最適なものを目指した結果というよりも、まさにこれまでの経緯から、罣にはまり込んでしまったようなものである (p94)」と主張する。

また、国有、民営、外資企業といった各種所有制企業が各々異質なものとして扱われる中で、互いに一つの市場で競争することを迫られている仕組みを「混合市場体制」と呼び、この体制が自然発生的な慣習ではなく、国家によって定められた法律的枠組み、制度に支えられているものであるとしている。例えば会社法、物権法、国有資産法といった法律は、依然として社会主義市場経済のイデオロギー的制約を受けており、市場競争の公平性を守るべき独禁法などでも国有優先が鮮明となっている。自己の利益を追求する資本としての国有企業もこれら法体制が定義しており、様々な国有企業偏重の国家の法律的枠組み、制度に不公平さが組み込まれている点を指摘する。そして、その不公平さの根源を「法の空白を埋める政治判断」に求めている。「政府の恣意的な政策が国有企業と民営企業を平等に扱うかどうかを決め」ているが、「往々にして政策は所有の間の中立性を失い、国有企業を優先する傾向があること」(p139)を指摘している。国有企業と民営企業の間には「根深い不平等」が存在し、「国有企業が国有資産を公的目的ではなく利益拡大を目的とする資本の自己増殖過程に用いている姿」が浮かび上がる。そして「国有資産を増殖させる政府は、法律や規制、通達というルールを作成する権限を持って」おり、国有企業は「公権力と資本を同時に行使することができる主体として」活動しているのである。このような中国の「混合市場体制」が抱える不平等な競争条件は、資源の浪費、独占による非効率、イノベーションの阻害などを誘発し、経済に大きな影響を与えているのである (p.140)。こうした負の側面を解消するには「法治の論理」を貫徹させることであると筆者は主張する。「上位法が定めた方向性を下位法が違反していてもそのまま放置される状況が、中国の法治の抱える問題の一つ」であり、これは「体制移行期においては必要悪」であったが、法整備が進められるにつれ徐々にこうした「法の空白を埋める政治判断」の必要性は低くなってきており、「体制移行の罣」を改善するには、「上位法を精神を下位法が順守するという、法治の基本の確立と強化が必要」であるとする (p.141~142)。

一方、グローバルな側面での分析では、対外投資の担い手が大型国有・旗艦企業である点に注目し、経済合理性を超越したある種の国家利益が追及されていると分析しているが、その反面、中国政府と国有企業は必ずしも利益が一致する一枚岩の関係にないことを指摘している。国有企業は独占・寡占企業として排他的な利益追求が認められ、かなり自律的な経済行動もとることができる。筆者は「国家資本主義が、国有企業や旗艦企業に対して、広大な『政治経済的活動空間』を与えている点」に留意し、国家利益追求のための目標と現実の間には、しばしば大きなギャップ=「政治経済的活動空間」が存在し、国有企業や旗艦企業はこの「空間」内において自律的な経済活動が認められるが、この「空間」は一種の排他的なレントを発生させ、「国家資本主義」下の政治体制では容易に既得権益に転化しようとしている。「国家資本主義」は急速なキャッチ・アップの過程では資源の効率的利用・配分を可能にするが、このような既得権益形成を促し、またこれを予防・抑制する制度的手段を備えていないと指摘する。

中国の「国家資本主義」=中国モデルが普遍性を持つ新たな開発モデルとなりうるかについては、明確に否定をしている。中国モデルの本質を「開発独裁モデル+漸進主義モデル+大国モデ

ル」と主張し、中国の国情が作り出す独自性を加味した。体制移行国としての特徴、大国であるという国情は、中国独自の地方政府間での成長競争という仕組みを生み出し、地方ごとに異なる状況に対応するべく、「地方政府官僚が自由に経済を運営することが可能となる空間」が広がっていた (p. 227) と指摘する。この状況は国有偏重の中での不平等な競争条件を生み出した「体制以降の罨」とも相まって、地方政府や国有企業にある一定の「活動空間」を提供し、それが中国経済成長の原動力となった一方で、高成長のコストを大きくしてきたと言える。

関 (2013) は中国経済・社会が直面する問題を、経済発展過程の問題に焦点を当てた「中所得の罨」、体制移行過程に焦点を当てた「体制移行の罨」の二つから分析し、中国が経済発展と体制移行の戦略に転換を迫られていると分析している。「成熟した資本主義」に向けて、効率とともに公平性にも配慮しなければならず、よって中国がよく口にする「中国的特色」にこだわらず、自由・民主・法治・人権と言った「普遍的価値」を受け入れ、「世界文明の主流」に溶け込むしかないと述べている。また、コース・王 (2013) も法の上位性の重要性を強調している (p. 349 ~)。その上で、国有企業の存在感がたとえ強大でも、国が法の支配に従っていればさほど問題にはならない。しかし国有企業の存在が強い社会主義経済が法の支配に従う政府に治められた例はごくわずかしがなく、政府が法より上位なままで、膨大な数の資産を所有するとき、多くの権利が明示されず、誰でも許可なく使用できる状態 (パブリック・ドメイン) になる。国有企業が法の支配を受けずに営業し、市場競争に影響されなければ、私企業の活動を脅かすだけでなく、社会全体の政治経済の基礎を危うくすると述べている。

中国国内での議論はどうだろうか。「国家資本主義」の捉え方としては、社会主義初級段階論を基礎に、所謂官制論的な議論展開をしているものが散見されるように思われる。自由資本主義に対する反動として、中国の社会主義、つまり中国の特色モデルの成功を強調するものも見られる。しかしその一方で、急速な経済成長の反面、利益集団の形成やクローニーキャピタリズム、公平性の問題が顕在化していることに着目し、経済・社会制度の「規範化」や経済モデルの「改良」を主張するものもある (陸・呂, 2013)。そして、中国を代表する経済学者である呉敬璉 (2013a, b) は、中国の社会矛盾は臨界点に達していると警鐘を鳴らし、法治への改革、政治改革の必要性を訴えている。中国は市場経済の改善をさらに推し進め、行政権力を制限し、法治の市場経済に向かうのか？ あるいは、政府の役割を強化し「国家資本主義」への道を進み、権貴資本主義 (クローニーキャピタリズム) へ向かうのか？ その重要な岐路に立っているのだ、と主張している。それは国家の性格、国の形に関わる大きな選択への岐路である。

おわりに

中国の経済発展と「社会主義市場経済」をどう捉えるのか、そしてそれはどこへ向かっているのか、いくつかの「国家資本主義」議論から、特に坂田 (2015) の整理を基礎に、ブレインストーミング的に検討を試みた。それがどこへ向かっていくのかの展望については、まだまだ検討や分析が不十分であり、また筆者の能力を超えるが、少なくともこれまでの中国の「社会主義市場経済」がその目標や着地点にあいまいな部分を残しながらも、坂田 (2015) の整理するところの

「非市場経済的發展の途」を目指す「国家資本・主義」ではなく、「市場経済的發展の途」を進む「国家・資本主義」であることは間違いない。ただ、移行経済であるという特徴と、大国であるという特徴から、法治やルールが及ばない空間、つまり加藤・渡邊・大橋(2013)の主張する「政治経済的活動空間」や「地方政府官僚が自由に経済を運営することが可能となる空間」、コース・王(2013)の言う「パブリック・ドメイン」が広がっており、そして「中国的特色」と呼ばれる「ナショナル・スタンダード」が適用される空間が広がっている。これはまさに中国の急速な経済成長を可能にした活力であり、またその発展過程で避けられない部分でもあっただろう。

先にも述べたように、中国の経済發展の特徴として地方主導・地方競争の發展が挙げられる。中国は「開発独裁」型の「国家・資本主義」的特徴とともに、所謂上記のような中国的特徴も備えており、その点の留意が必要である。地方政府、企業(特に国有企業)は、移行経済や大国であるがゆえの「空間」、「ドメイン」を利用し、發展してきた。そしてそれを後押しし、持続させてきたのは、まさにグローバル経済の進展と、中国经济自身がそのグローバルな経済活動の中に組み込まれた結果であると言える。しかし、一方でその中国モデルの進展とその結果としての経済成長は、格差を拡大させ、公平性の問題を看過できないまでに顕在化させてきている。昨今の「国家資本主義」議論で取り上げられる国有企業や国有セクターの問題、それはその存在が問題なのではなく、それらが政府・国家と結びつき肥大化・強化すること、そしてそれが経済・社会の不公正や格差といった歪みを拡大していくことが問題なのである。そしてそれはつまり、こういった状態を可能にしている法や制度の問題、つまりは国家のあり方の問題である。中国の共産党一党支配と、党とその周辺(国有企業及びその国有企業労働者も含む)の既得権益層にメスを入れることができるのか、「国家資本主義」の溶解、政治体制改革を実施し、国家のあり方を立て直すことは可能であろうか。短期的には否と言わざるを得ないし、またその国家のあり方とはどのようなものであるのかについては、多様な価値観が絡み合い早急に結論を出すことはできないだろう。

三宅(2014)は、「二つの百年」(2021年の中国共産党100周年、2049年の中華人民共和国成立100周年)を迎える中国が、既存の政治経済システムを前提に目標達成を目指していることは間違いなく、寧ろ「中国の特色ある『国家資本主義』こそ『盛世』をもたらした『中国モデル』と讃え上げる誘惑に駆られる」だろうと述べている。最近の国有中央企業の合併再編とそれによる対外競争力の強化(例えば車両大手の北車と南社の合併、中糧集団の相次ぐ同業他社の吸収合併)、一帯一路構想、AIIB立ち上げなどの対外経済外交の展開、一方で減速する国内経済成長は、三宅の言う「二つの百年」の「誘惑」とも相まって、中国をさらに「国家資本主義」一国有企業の強化とそれを可能にする「中国的特色=中国のナショナル・スタンダード」の堅持一に駆り立てる可能性は大きい。グローバル経済が進展する中で、いつまでも中国の「ナショナル・スタンダード」が通用するわけではない。国内外での活動でその修正を迫られつつも、一方で世界が多極化し、多様な価値観が衝突する中で、中国モデルは多くの問題を孕みつつも、まだ当分の間、世界の「グローバル・スタンダード」に対し挑戦を続けるだろう。

注

- 1) グローバル化、経済自由化が進展する一方で、東西冷戦構造と南北問題が並存するという「特殊な

国際情勢」の下、先進国は後発国の「ダブル・スタンダード (グローバル・スタンダードとナショナル・スタンダード)」を許容、ないし黙認せざるを得なかったが、1990年代以降、その「ダブル・スタンダード」は許容されなくなっており、深刻な危機に直面することになった。そのことから所謂「東アジアモデル」とは特殊歴史的なモデルであり、普遍性を持った開発モデルではないとしている (p.70~)。

- 2) ここで坂田 (2015) のいう「国家」とは、司法、立法、行政など国家機関とそれを支える官僚機構、治安を担う警察や軍隊などあらゆる権力機構をも含むものであり、行政機関としての「政府」の役割とは区別されている。
- 3) 国有資本が絶対的な支配権を持つべき業種として、①軍需工業、②送配電・電力、③石油石化、④電気通信、⑤石炭、⑥航空輸送、⑦海運の7業種、国家が比較的強い支配権を持つべき分野として、①装置設備、②自動車、③電子・情報、④建築、⑤鉄鋼、⑥非鉄金属、⑦科学、⑧資源探査・設計、⑨科学技術の9分野が指定された (梶谷, 2014a)。

参考文献

- 柯隆 (2014) 「経済教室 視界不良の中国経済④不動産バブル崩壊の恐れ」『日本経済新聞』5月15日朝刊
- 梶谷懐 (2014a) 「中国『国家資本主義』論の再検討—分配問題を中心に—」『国民経済雑誌』第210巻第4号
- 梶谷懐 (2014b) 「経済教室 視界不良の中国経済④官民の不公平分配限界に」『日本経済新聞』5月14日朝刊
- 加藤弘之 (2013) 『「あいまいな制度」としての中国型資本主義』NTT出版
- 加藤弘之・渡邊真理子・大橋英夫 (2013) 『21世紀の中国 経済篇 国家資本主義の光と影』朝日新聞出版
- 関志雄 (2013) 『中国 二つの罫 待ち受ける歴史的転換』日本経済新聞
- 木下悦二 (2001) 「市場経済の多様性」(本山美彦編『グローバリズムの衝撃』東洋経済新報社)
- ロナルド・コース、王寧著、栗原百代訳 (2013) 『中国共産党と資本主義』日経BP社
- 坂田幹男 (1986) 「国家資本主義と新興工業国 (NICS) —韓国国家資本主義の位置づけをめぐる—」『経済評論』第35巻第3号
- 坂田幹男 (2004) 「『国家資本主義』と『社会主義市場経済』—開発経済論における国家資本主義アプローチの今日的意義」『福井県立大学経済経営研究』第14号
- 坂田幹男 (2015) 『グローバリズムと国家資本主義』御茶ノ水書房
- 高屋和子 (2013) 「加藤弘之・渡邊真理子・大橋英夫著『21世紀の中国経済篇—国家資本主義の光と影—』書評」『現代中国研究』第33号
- 中川涼司 (2015) 「『国進民退』問題における外資の役割—日立製作所の中国展開とテレビ製造事業—」『立命館国際経済』第27巻第4号
- 夏目啓二 (2014) 「書評：イアン・ブレマー著、有賀裕子訳 (2011) 『自由主義の終焉：国家資本主義とどう闘うか』 (日本経済新聞社 (226頁))」龍谷大学経営学会『経営学論集』第53巻第2号
- イアン・ブレマー著、有賀裕子訳 (2011) 『自由主義の終焉：国家資本主義とどう闘うか』日本経済新聞社
- 丸川知雄 (2013) 『現代中国経済』有斐閣アルマ
- 丸川知雄 (2014) 「経済教室 視界不良の中国経済⑤民間主導の時代近づく」日経新聞5月16日朝刊
- 丸川知雄 (2015) 「国家資本主義から混合所有経済へ向かう中国」『比較経済研究』第52巻第1号
- 丸川知雄・梶谷懐 (2015) 『超大国・中国のゆくえ 4 経済大国化の軋みとインパクト』東京大学出版会
- 丸川知雄・中川涼司 (2008) 『中国発・多国籍企業』同友会
- 三浦有史 (2012) 「『国家資本主義』の挑戦と限界—経済普查による『国進民退』の評価を通じて」『東亜』No. 543
- 三宅康之 (2014) 「『中国式国家資本主義』をめぐる一考察」『関西学院大学国際学研究』第3巻第1号
- 呉敬璉 (2013a) 「未来方向」『中国経済報告』第1期

- 吳敬璉 (2013b) 「感悟・熱点透視 改革！ 改革！」『新一代』第1期
- 胡樂明・劉志明・張建剛 (2009) 「国家資本主義与“中国模式”」『經濟研究』第11期
- 彭剛 (2012) 「“国家資本主義” 標籤不能乱貼」『人民論壇』第7期
- 陸分瑜・呂力 (2013) 「当代中国国家資本主義理論的悖論与改良」『經濟研究導刊』第27期
- 劉志明 (2009) 「“中国模式” 不是国家資本主義」『紅旗文稿』第15期
- 厲以寧 (2009) 「世界經濟危機和資本主義制度調整」『社会科学研究』第2期